

生徒申し合せ

第1章 言 動

- 1 我々は過去の学校生活を通じて得た社会道徳的常識によって行動する。
- 2 行動はすべて冷静な判断の後に実行に移す。
- 3 相手の主張立場に常に留意しつつ誠意を尽くして自己の主張を正しく相手に理解納得させる熱意を持つ。
- 4 我々は決断力を持つ思慮ある行動をとる。
- 5 我々は誠意を持って自己の任務を遂行する。
- 6 集合の際は敏速に集まり静粛を守る。
- 7 定時制との関係上原則として定時制の授業開始前に下校する。
- 8 下校の際は後始末して帰る。
- 9 喫煙、飲酒等高校生として不徳な行為は断固として慎む。
- 10 金銭の濫費を慎む。
- 11 他人の部屋に入る際は必ずノックするか声をかけるかして返事を待ってから行動する。
- 12 授業中は他人の迷惑にならぬようにする。
- 13 授業中及び試験中の不正行為は断然慎む。
- 14 校内の上履と下履の区別を明確にする。
- 15 職員及び来賓に対しては礼儀を失わないように心掛ける。
- 16 言葉はその人の人格を表すから下品な言葉を戒め気品と礼儀を忘れぬこと。

第2章 環 境

- 1 人間は環境の子である。我々を育成してくれる良い環境を作るよう努力する。
- 2 樹木、草花を愛護し校内を緑のオアシスとする。
- 3 我々の校内生活を楽しく且つ充実するために明朗な雰囲気をつくる。

第3章 校内及び社会生活

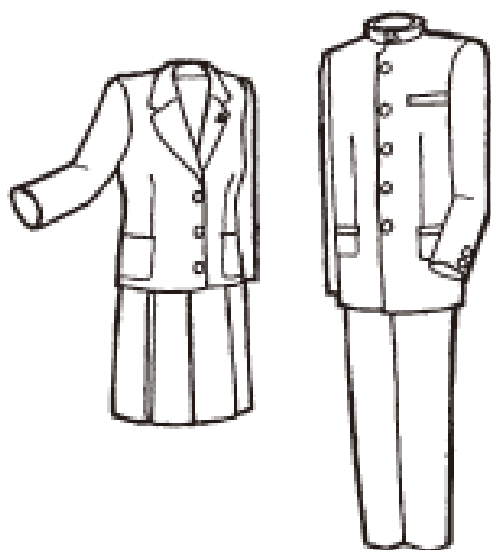
- 1 我々は世人のためになる事の出来る人間になるよう努力する。
- 2 我々は常に高校生たる誇りを忘れない。
- 3 公共物を大切にす精神を養い共同生活に適した人物となるよう努力する。
- 4 各部屋は部の目的以外に濫用しない。

第4章 届け出事項

- 1 所持品には記名し，遺失又は拾得した際は直ちに係に届け出る。
- 2 印刷物の発行，掲示，放送，金銭の徴収は事前に関係教員の許可を必要とする。
- 3 早退，遅刻の際は関係教員に口頭をもって届け出る。但し早退の際は事前に届ける。
- 4 休日及び休暇中の登校の際は定められた計画に基づき，当該職員の指示を受ける。
- 5 公共物を破損した場合は，責任生徒は直ちに申し出て学校側に弁償する。但しやむを得ない場合は除く。

第5章 服 装

- 1 服装ほど端的に自己を表現するものはない。生徒らしいものを正しくつけるように心掛ける。
 - 2 流行を追うけばけばしい身なりは却って人品をさげるものであるから慎む。
 - 3 質素と不潔とを混同してはならない。洗濯した清潔なものを身につけよう。
- 〈基本の服装〉下図に示したものを着用する。



○男子

黒の詰襟学生服

○女子

上 着

紺サージ，三つボタン，アウトポケット，
テーラードカラー

スカート

上着と同じ色，布地で前後3本のボックス
プリーツ

スラックス

上着と同じ色，布地

●標準服を着用する。

以下の表を横須賀高等学校の標準服とする。

	男	女
冬服	上：黒の詰襟学生服（バッジ着用） 白のワイシャツ 下：黒のズボン	上：紺のジャケット（バッジ着用） 白のワイシャツ，白のブラウス 下：紺のスカート (紺のスラックスでも可)

夏服	上：白のワイシャツ、白のポロシャツ （ワンポイント可） 下：黒のズボン	上：白のワイシャツ、白のブラウス 白のポロシャツ （ワンポイント可） 下：紺のスカート （紺のスラックスでも可）
----	---	--

- ① 冬服時は上着の下に防寒着として、ベスト、セーター、カーディガン（無地で華美でないもの）のみ着用は可とする。
- ② 夏服時（5月1日から10月31日まで）は、登下校時の上着の着用は任意とする。
上は白のワイシャツ、白のポロシャツ、白のブラウスのみとし、その際、ベスト、セーター、カーディガン（無地で華美でないもの）のみ着用は可とする。
- ③ 本校指定体操着の授業中の着用は可とする。（登下校中は不可とする。）
- ④ 式典・集会（全校・学年）・講演会時の服装は以下の通りとする。
 - （ア） 冬服時は、上着を必ず着用する。
 - （イ） 夏服時は、白のワイシャツ、白のポロシャツ、白のブラウスの着用を原則とするが、状況により、ベスト、セーター、カーディガン（無地で華美でないもの）のみ着用は可とする。
- ⑤ 学校行事等の期間、および行事準備期間における服装については、別途連絡する。